

〔論 説〕

刑場跡地をどのように取扱うべきか

— 旧名古屋刑務所の刑場跡地を素材に —

永田憲史

1 旧名古屋刑務所の移転

名古屋刑務所は、昭和40年（1965年）に愛知県名古屋市千種区から、同県西加茂郡三好町（現・みよし市）へ移転した。もともと、同刑務所は、明治31年（1898年）に名古屋市内から当時は名古屋市域外で同県愛知郡千種町と称されていた場所に移築されたものであった。以下、同地に設置されていた施設を現在の施設と区別するため、旧名古屋刑務所と呼ぶこととする。

旧名古屋刑務所が移転するに至ったのは、名古屋市内で同刑務所を移転するよう求める運動が高まったためである。昭和29年（1954年）1月12日施行と記載された名古屋市会名の「名古屋刑務所移転に関する意見書」¹⁾は、内閣総理大臣、法務大臣、名古屋矯正管区長に宛てて、次のように述べる。「明治31年都心を避けて市の東郊愛知郡千種町に移築されたこの施設も駸々として止まるところを知らない本市の膨張発展に伴い今や文字通り市の中心部に存在するの観を呈するに至つた。この施設を今後とも現位置に放置するにおいては将来の都市計画遂行に支障を来し都市美構成上からも疑点を蔵するのみならず施設の特異性から附近地の発展を著しく阻害することは疑う余地がない。……よつて政府におかれては、この間の事情を了とせられ、法務省設置法の一部を改正して同施設を市外適当の地に移築せられんことを要望する」。

また、昭和32年（1957年）11月1日の名古屋市長名の「名古屋刑務所移転に関する請願書」²⁾は、同刑務所が設置されている「千種町は本市の中心地栄町より僅か二・五軒の位置にあつて現在は市街地中心部をなしているのであります。……従つて名古屋刑務所を現位置に存置することは、当面本市の都市計画の遂行に支障をきたすものであるとともに、施設の特異性から考えても都市美観並びに生活環境上誠に不相当であり、その速やかに移転が強く望まれるのであります。……早急に移転の措置を構マぜられることを要望し、ここに請願書を提出いたす次第でございます」と述べる。移築当初に郊外にあった旧名古屋刑務所は、市街地の拡大によって、市街地内に存在す

1) 名古屋市議会事務局が昭和33年（1958年）に作成した「名古屋刑務所移転に関する書類つづり」（行政資料目録S 33、S2 31 33 007）内の文書である。

2) 名古屋市議会事務局作成の「名古屋刑務所移転に関する書類つづり」・前掲注(1)内の文書である。この綴り内の「名古屋刑務所移転及び米軍接收地解除促進委員会における運動経過 自昭和三十二年二月 至昭和三十三年五月」によれば、本請願書は、衆議院本会議において昭和32年（1957年）11月14日に採択され、参議院本会議において昭和33年（1958年）4月24日に採択された。

ることとなった。しかも、都市計画広路2号線（いわゆる100メートル道路である若宮大通）の完全開通に支障となることも指摘されていた³⁾。

前述の請願書に遡る昭和32年2月12日には、名古屋市議会の議員総会において、「名古屋刑務所移転及び米軍接収地解除促進委員会」（名刑委員会）の設置が了承され、旧名古屋刑務所の移転に向けた取組みが本格化することとなった⁴⁾。同委員会においては、山形刑務所と福島刑務所の移転状況が視察され、「山形・福島両刑務所移転に関する調査報告書」⁵⁾が作成されている。

旧名古屋刑務所の移転先として有力となったのは、名古屋市の北東にあった守山市（現・名古屋市守山区）⁶⁾志段味地区であった。当時、名古屋市は守山市志段味地区に土地を所有しており、旧名古屋刑務所を同地区内の市有地へ移転させようと考えたのである。しかし、志段味地区への移転には守山市民から強い反発を受けることになった。昭和35年（1960年）、守山市議会は、「刑務所設置反対について」の議案を採択し⁷⁾、「名古屋刑務所移転設置反対連絡協議会」、「刑務所移転設置反対委員会」を設置した⁸⁾。同年から昭和36年（1961年）にかけて、名古屋刑務所設置移転反対同盟の決議が行われた⁹⁾。このような強い反発を受け、旧名古屋刑務所の志段味地区への移転は断念された。

結局、旧名古屋刑務所は、愛知県西加茂郡三好町（現・みよし市）へ移転することとなり、昭和40年に同地へ移転した。

旧名古屋刑務所においては、死刑が執行されており、絞首台を含む刑場が設置されていた（絞首台の写真を含む刑場に関する記事として、資料1¹⁰⁾）。もっとも、刑場の存在が旧名古屋刑務所移転運動の1つの理由となっていたとする資料や、名古屋市議会等において刑場に関する言及が

-
- 3) 名古屋市議会議務局作成の「名古屋刑務所移転に関する書類つづり」・前掲注(1)内の「名古屋刑務所移転及び米軍接収地解除促進委員会における運動経過 自昭和三十三年二月 至昭和三十三年五月」の文書にその旨の記載がある。
 - 4) 名古屋市議会議務局作成の「名古屋刑務所移転に関する書類つづり」・前掲注(1)内の「名古屋刑務所移転及び米軍接収地解除促進委員会における運動経過 自昭和三十三年二月 至昭和三十三年五月」、「前記名刑委員会の経過概要（三三、五、三〇―三四、二、二八）」、「名古屋刑務所移転に関する参議院法務委員等との打合概要」等の文書に詳しい。
 - 5) 名古屋市議会議務局作成の「名古屋刑務所移転に関する書類つづり」・前掲注(1)内の文書である。
 - 6) 守山市は、昭和38年（1963年）に名古屋市と合併した。
 - 7) 守山市議会議務局作成の「議決書（守山市） 昭和35年」（名古屋市の公文書目録A 総S 952、S35）内の「議案52 刑務所設置反対について」、「原議簿綴（守山市） 昭和35年」内の「刑務所設置反対議案について」（公文書目録A 総S 957、S35）等の文書に詳しい。
 - 8) 守山市議会議務局作成の「各委員会綴（守山市役所） 昭和35年」（名古屋市の公文書目録A 総S 964、S35）内の「名古屋刑務所移転設置反対対策について」、「名古屋刑務所移転設置反対連絡協議会について」、「刑務所移転設置反対委員会会議録」等の文書に詳しい。また、同事務局作成の「各種委員会関係綴（守山市役所） 昭和36年」（公文書目録A 総S 979、S36）内の「名古屋刑務所移転設置反対連絡協議会開催について」、「名古屋刑務所移転設置反対連絡協議会延期について」、「名古屋刑務所移転設置反対連絡協議会開催について」も参照。
 - 9) 名古屋市議会議務局作成の「供覧文書綴 昭和35～36年度」（公文書目録B 市会S 143、S36）内の「名古屋刑務所設置反対同盟決議書」。
 - 10) 昭和22年12月12日付名古屋タイムズ。記者のエッセーとして、高橋通泰「絞首刑」石井武夫編集頒布『終戦直後の回顧 ― 中日新聞記者たちの追憶 ―』（1989）30頁以下。本記事の意義等については、拙稿「旧名古屋刑務所の刑場の写真 ― 報道機関に対して昭和22年に公開された絞首台 ―」法セミ746号（2017）6頁以下参照。

なされている資料は、管見の限り、見当たらない。それでは、死刑執行を行っていた刑事施設の移転後、死刑執行が行われていた刑場の跡地はどのように取扱われているのだろうか。そして、どのように取扱われるべきであろうか。本稿では、旧名古屋刑務所の刑場跡地がどのように取扱われているのかを紹介し、若干の検討と提案を行うこととしたい。



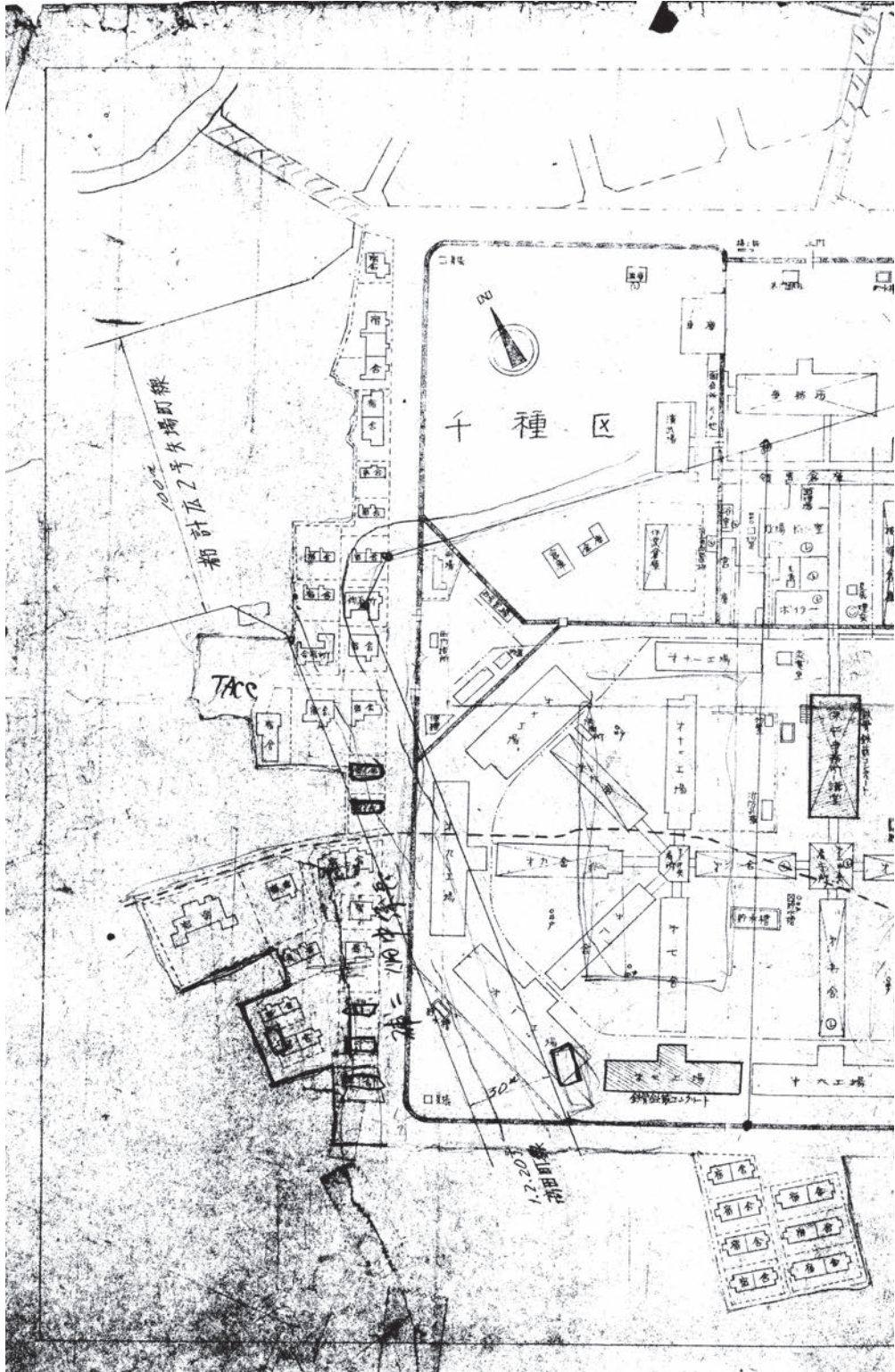
資料1 旧名古屋刑務所の絞首台に関する記事
(昭和22年12月12日付名古屋タイムズ)

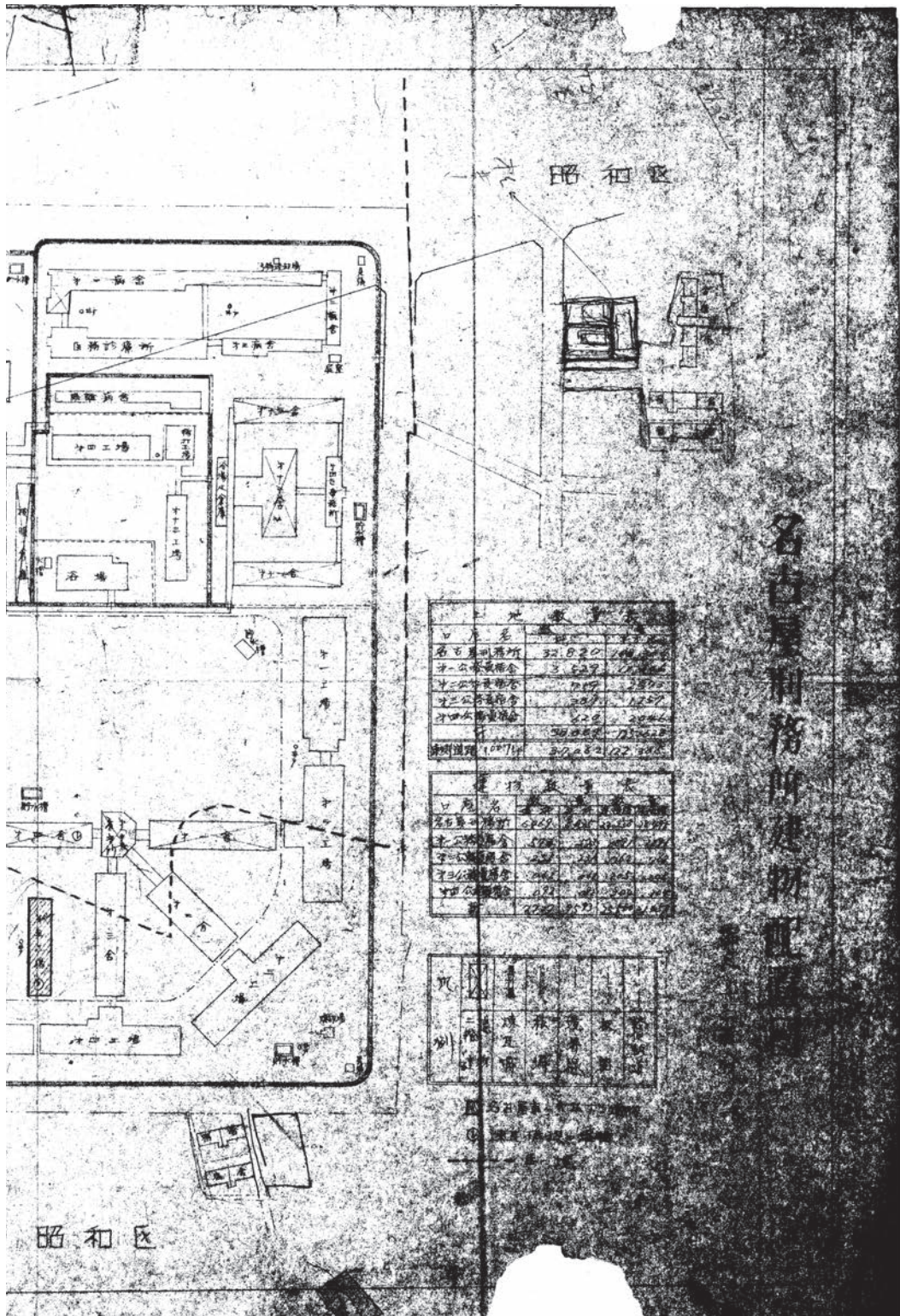
2 旧名古屋刑務所の刑場の位置

旧名古屋刑務所は、現在の名古屋市千種区吹上2丁目に位置していた。

筆者は、名古屋市総務局市政資料館内に設置されている公文書館において公開されている公文書及び行政資料の中から、「名古屋刑務所建物配置図」と題された旧名古屋刑務所の建物配置図を入手することができた(資料2)¹¹⁾。刑事施設の建物配置図を公表するに当たっては、保安上の問

11) 名古屋市議会事務局作成の「名古屋刑務所移転に関する書類つづり」・前掲注(1)内に付属する封筒に入られていた。

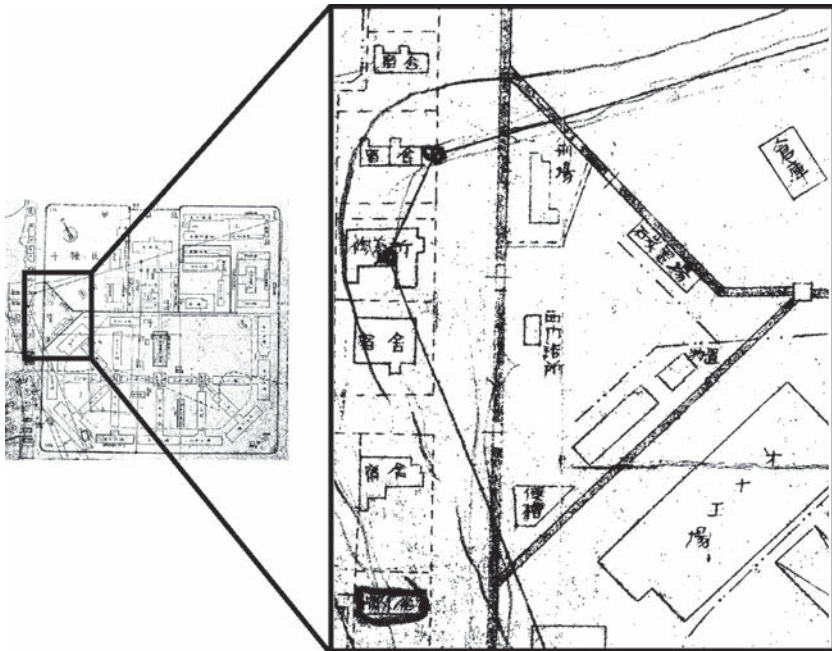




資料2 旧名古屋刑務所建物配置図(全体)

題を考慮しなければならないところ、旧名古屋刑務所が既に取り壊されていること、舎房と工場が放射状に展開する明治期の伝統的な建物配置であって今日完全に同じ配置としている刑事施設があるとは考えられないことから、保安上の問題は存在しないと考え、公表することとした。なお、この図面は、遅くとも昭和40年（1965年）までに作成されたと考えられることから、著作権の保護期間も終了している。

この図面によれば、刑場は、敷地西側中央部の西門詰所の横に位置している（刑場周辺を拡大した資料3参照）。死体を安置する屍室は、建物北東角の病舎及び医務診療所の隣に設置されている。



資料3 旧名古屋刑務所建物配置図（拡大図）

実際にこの刑場取材した前述の記事には、「この絞首台は刑務所の北西隅、二方を赤レンガ塀、二方向を板囲いの中にある」とある。赤レンガ塀とされているのは、宿舎や修養所とを隔てる図面上下に伸びる壁と、図面上部から右下がりに伸びる壁であると思われる。板囲いとされているのは、図面に実線と破線で書かれた箇所であって、図面の刑場の下に左右に伸びる壁と図面の刑場右下から右上がりに伸びる壁であると考えられる。

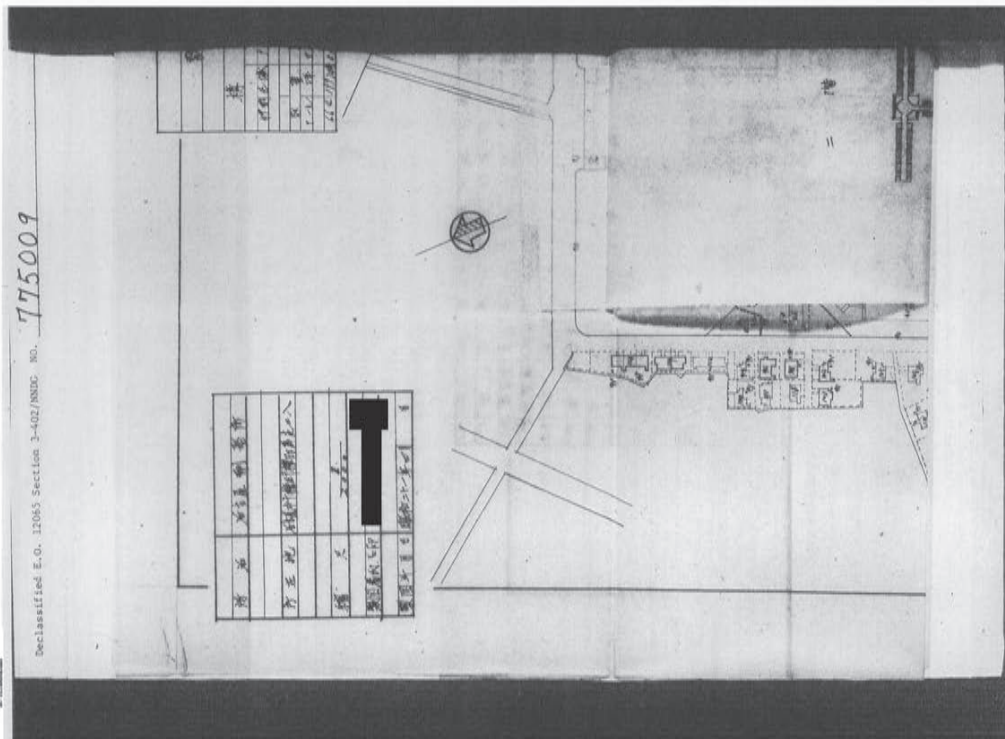
刑場は、長方形ではない。また、名古屋市が公開する文書には面積について記載がない。しかし、第二次世界大戦終戦後、連合国最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers; GHQ/SCAP）が我が国を占領・支配していた時期に同総司令部参謀第2部（G2）刑事施設課（Prison Branch）が旧名古屋刑務所を調査して作成及び収集

別

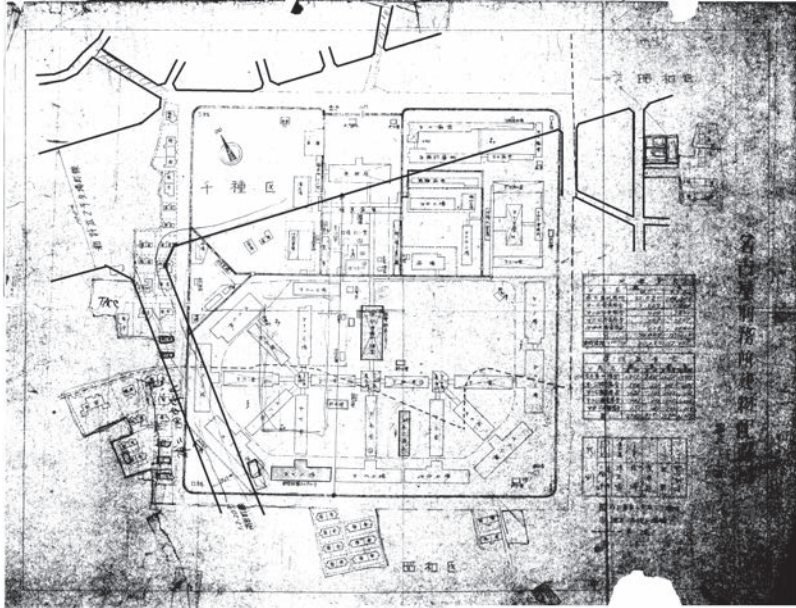
別

別

番号	名称	構造	面積	用途	備考
1	第一号	鉄骨	1,234.56	事務所	
2	第二号	鉄骨	2,345.67	事務所	
3	第三号	鉄骨	3,456.78	事務所	
4	第四号	鉄骨	4,567.89	事務所	
5	第五号	鉄骨	5,678.90	事務所	
6	第六号	鉄骨	6,789.01	事務所	
7	第七号	鉄骨	7,890.12	事務所	
8	第八号	鉄骨	8,901.23	事務所	
9	第九号	鉄骨	9,012.34	事務所	
10	第十号	鉄骨	10,123.45	事務所	
11	第十一号	鉄骨	11,234.56	事務所	
12	第十二号	鉄骨	12,345.67	事務所	
13	第十三号	鉄骨	13,456.78	事務所	
14	第十四号	鉄骨	14,567.89	事務所	
15	第十五号	鉄骨	15,678.90	事務所	
16	第十六号	鉄骨	16,789.01	事務所	
17	第十七号	鉄骨	17,890.12	事務所	
18	第十八号	鉄骨	18,901.23	事務所	
19	第十九号	鉄骨	19,012.34	事務所	
20	第二十号	鉄骨	20,123.45	事務所	
21	第二十一号	鉄骨	21,234.56	事務所	
22	第二十二号	鉄骨	22,345.67	事務所	
23	第二十三号	鉄骨	23,456.78	事務所	
24	第二十四号	鉄骨	24,567.89	事務所	
25	第二十五号	鉄骨	25,678.90	事務所	
26	第二十六号	鉄骨	26,789.01	事務所	
27	第二十七号	鉄骨	27,890.12	事務所	
28	第二十八号	鉄骨	28,901.23	事務所	
29	第二十九号	鉄骨	29,012.34	事務所	
30	第三十号	鉄骨	30,123.45	事務所	



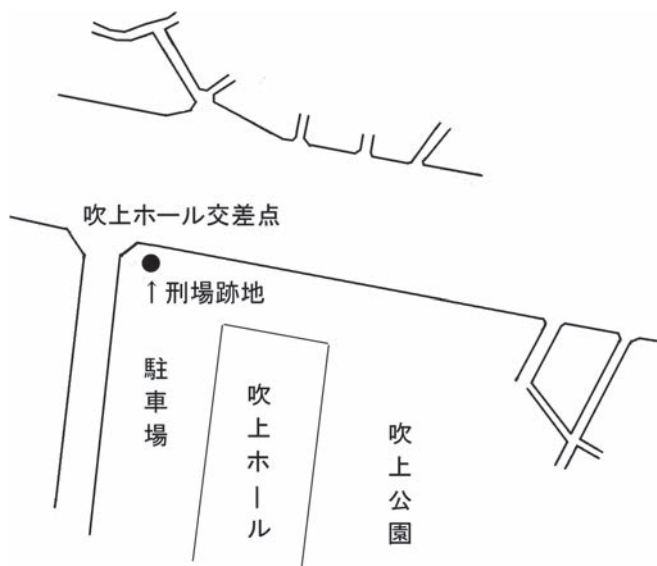
資料4 旧名古屋刑務所建物配置図 (GHQ/SCAP 資料)
(製図者氏名のみマスキングした)



資料5 旧名古屋刑務所建物配置図（道路強調図）



資料6 旧名古屋刑務所建物配置図（道路強調図 方位傾き補正後）



資料7 旧名古屋刑務所周辺道路図

した資料¹²⁾内には、昭和21年（1946年）4月作成の建物配置図があり、その67番目の建物として、「死刑場」、「Execution Place」が記載されており、その面積について「13坪」、「0.4333アール」（43.33平方メートル）と記載されている（資料4）。また、この建物の構造は、「同上」と記載されており、その上の66番目の建物の欄には「同上二階建」、さらにその上の65番目の建物の欄には「同上」、そのまた上の64番目の建物の欄には判読がやや困難であるものの「木造瓦葺屋根造」とあることから、刑場の建物が木造二階建て瓦葺き屋根造であると読み取れる。

この刑場を取材した前述の記事には、「建物は市営住宅一戸分にも足らず」とあり、大きさは合致しているものと思われる。もっとも、旧名古屋刑務所が国有建物であったため、建物の登記がなされていなかったこともあって¹³⁾、登記簿には建物の図面等がなく、不明である。国と名古屋市との契約書においても、刑場の建物に関する記載はない¹⁴⁾。

-
- 12) 連合国最高司令官総司令部が収集及び保管していた文書はアメリカ合衆国の国立公文書館に原本が収蔵されている。その原本をマイクロフィッシュで複製したものが我が国の国立国会図書館憲政資料室に日本占領関係資料の一部として収蔵されている。筆者はこのマイクロフィッシュを利用して文書を入手した。今回発見及び入手された文書は、連合国最高司令官総司令部参謀第2部（G2）が保管していたものである。連合国最高司令官総司令部記録（GHQ/SCAP Records）のボックス番号345番、フォルダー番号6番であり、我が国の国立国会図書館が付したフォルダーの表題は「名古屋刑務所 名古屋市 愛知県-東海地方 56 (Nagoya P. Nagoya, Aichi Prefecture-Tokai 56)」である。原本が作成又は保管された時期は1946年9月乃至1948年9月と表記されている。国立国会図書館の請求番号は、G2 02462-02465である。
- 13) 名古屋市財政局管財課が昭和41年（1966年）に作成した「名古屋刑務所移転登記綴」（公文書目録A財S 836、S41）にその旨の記載がある。
- 14) 国と名古屋土木局土地課が昭和36年（1961年）に作成した「国有財産譲渡契約書（名古屋刑務所）昭和36」（公文書目録A土S 743、S37）に刑場に関する記載はない。

刑場は、2方向を壁に囲まれた場所に位置しているものの、西側には壁と道路を挟んで職員宿舍が建てられており、縮尺から計算すると、刑場と職員宿舍はいちばん近い場所で約18メートルしか離れていない。壁と道路を挟んでいるとは言え、この距離では、死刑の執行がなされた際に物音等が宿舍に響いていた可能性が否定できない。

この図面は、図面左上に「都計広2号矢場町線」と書き込まれ、その幅が「100m」と記載されているように、旧名古屋刑務所移転後に整備された若宮大通等の道路整備計画が書き込まれている。建物配置図に書き込まれた旧名古屋刑務所の移転後に整備される予定であった道路部分を強調し（資料5）、地図中の北方向が真上になるように傾きを補正して（資料6）、現在の道路と比較対照すると、旧名古屋刑務所の跡地の大半が吹上公園と公益財団法人名古屋産業振興公社の中小企業振興会館（吹上ホール）となっていることが分かる（資料7）。

刑場が設置されていたのは、現在の吹上ホール交差点の南東角付近である。この場所は、中小企業振興会館（吹上ホール）に附設されている「振興会館構内駐車場」となっている。

刑場跡地には、慰霊のための施設や碑などはなく、吹上ホールを利用する人たちにも、道行く人たちにも刑場があったことは知られていないであろう。

もっとも、刑場跡地が人知れず利用されているのは、旧名古屋刑務所に限ったことではない。旧名古屋刑務所と同時期に死刑が執行されており、絞首台を含む刑場が設置されていた福岡刑務所は、現在の福岡県福岡市早良区百道2丁目を中心に同1丁目にかけての地域にあった（以下、同地に設置されていた施設を現在の施設と区別するため、旧福岡刑務所と呼ぶこととする）。旧福岡刑務所は、旧名古屋刑務所の移転と同じ昭和40年に福岡県糟屋郡宇美町へ移転した。福岡市総合図書館において公開されている旧福岡刑務所の跡地利用に関する公文書によれば¹⁵⁾、旧福岡刑務所の跡地は、福岡市地下鉄空港線藤崎駅付近に立ち並ぶ公的施設等の敷地として利用されている（資料8）。旧名古屋刑務所とは異なり、刑場の正確な位置が特定できないものの、刑場跡地はいずれかの公的施設の敷地として利用されている可能性が高いと思われる。しかし、旧福岡刑務所の隣接地にあった一般の墓地の改葬が詳細に検討されているのに対し¹⁶⁾、刑場跡地の取扱いは検討課題ともされておらず、慰霊のための施設や碑等も作られてはいない。

このように、刑場跡地に慰霊のための施設が作られていないことは適切であろうか。節を改めて検討することとしたい。

3 刑場跡地の取扱い

法令は、刑場について具体的な内容を規定しておらず、刑場跡地の利用についても何ら規定していない。また、管見の限り、刑場跡地の利用については、通達等でも触れられていないようで

15) 福岡市の公園緑地課が昭和40年6月に編綴した「昭和40年6月 福岡刑務所跡地に関する綴」（公文書資料番号 H10-永-0240、リール No 99-65-021、コマ No 345～387）に詳しい。

16) 「昭和40年6月 福岡刑務所跡地に関する綴」・前掲注(15)内の福岡市衛生部環境衛生課が昭和40年（1965年）に作成した「福岡市西新町1号墓地及び隣接国有林の改葬及び墓地廃止について」に詳しい。

ある。

それでは、刑場跡地の利用について、どのように考えるべきであろうか。

そもそも、国家が殺人を禁止しつつ、一方で個人の生命を剥奪する死刑という制度は、法律に則るものであるとは言え、一定の背理性を伴わざるを得ない。死刑は、必要悪の側面を否定できないのである。

刑場は、国家が個人の生命を剥奪する場所である。刑場跡地は、国家が個人の生命を剥奪した場所である。いずれも、粗略に扱われれば、死刑が無思慮に乱暴に用いられているとの印象を与えかねず、死刑の正統性／正当性を損ないかねない。

しかも、刑場や刑場跡地を粗略に扱うことは、死刑の残虐性を増すことにつながりうる。死刑が「残虐な刑罰」に当たるか否かの判断においては、その時点における一般的な品位に関する感覚ではなく、一世代、すなわち30年ほど先の時点における一般的な品位に関するその時点からすれば先進的な水準の感覚に従って、「残虐な刑罰」に当たるか否かを判断すべきであって、死刑判決確定後、①執行前の状況を皮切りに、②執行直前の状況、③執行中の状況、④執行後の状況までを総合的に考慮して、死刑がある方法で執行される際に、「残虐な刑罰」に当たるか否かを判断すべきであるところ¹⁷⁾、刑場や刑場跡地の在り方は、④執行後の状況に影響する一因子となる。今日においても、30年ほど先においても、多くの国民は、人の死や人が死んだ場所を粗略に扱うことを良しとせず、刑場や刑場跡地に対して厳粛な雰囲気を求めるものと思われる。逆に、刑場や刑場跡地が粗略に扱われていれば、国家が死を安易に扱っているとして、死刑を残虐であると判断することにつながりかねないであろう。

こうした観点からすると、刑場跡地を開発する際、刑場がなかったかのように扱うのは、適切でないように思われる。刑場跡地には、政教分離に留意しつつ、慰霊の碑を設けるなど厳粛な雰囲気を保つ努力をすべきであろう。

刑場跡地に慰霊の碑が設けられていないのは、刑場跡地の開発者が意図したものではなく、刑場があったことや刑場跡地の正確な場所が国から伝えられなかったことが大きな原因となっていると思われる。刑場が移転している以上、死刑執行に係る保安上の問題を生じないことから、刑場を含む刑事施設が移転する際には、国がこうした情報を地方公共団体等の刑場跡地の開発者に伝えるべきである。そして、刑場が国の施設であったことからすれば、刑場跡地の開発者の負担ではなく、国の負担で慰霊のための措置をとるべきであろう。

*資料の収集にあたって、名古屋市総務局市政資料館（公文書館）、福岡市総合図書館文学・文書課資料係、及び国立国会図書館憲政資料室のみなさまに大変お世話になりました。記して謝意を表します。

17) 拙稿「死刑執行始末書の分析——絞首刑の実態に迫る——」川端博ほか編『理論刑法学の探究 第9号』（成文堂、2016）49頁以下、80-81頁。具体的には、①執行前の通信、面会、収容状況等、②執行直前の告知、食事、遺書、最期の言葉の記録等、③執行中の意識を失うまでの苦痛や時間、死亡までの時間、遺体の損傷や汚損等、④執行後の遺体の取扱い、葬儀、埋葬等を考慮すべきである。